

指摘事項

訪問リハビリテーション

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

☆内容及び手続の説明及び同意

■重要事項説明書について、最新のものに改めること。（条例第81条で準用する第10条、予防条例第11条）

訪問リハビリテーション事業所の運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用者がサービスを選択するために必要な事項について、分かりやすい文書を交付し懇切丁寧に説明し同意を得る必要があります。

☆勤務体制の確保等

■勤務表について、訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士等の勤務の体制を定めておくこと。（条例第88条で準用する第31条、予防条例第52条の2）

訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしてください。また、管理者が医師等と兼務する場合は職種ごとの勤務時間が分かるように記載してください。